令和5年度

事 業 概 要 (計 画 編)

長崎県上五島保健所(長崎県五島振興局上五島支所保健部)

1 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項

1.1広報・啓発

1.1.1 広報事業

【事業目的】

・本県の人口の少子・高齢化や生活習慣病の増加という疾病構造の変化等に対応し、生活習慣病の予防に関する知識の普及、高齢者の生活指導等、地域住民の積極的な健康づくりに資する広報・啓発を行う。

【現状と課題】

- ・健康関連情報が氾濫し、また、地域住民の保健医療情報に関するニーズが増大・多様化する中で、地域住民に正確な情報を迅速かつ積極的に提供し、健康への意識を高めることがますます重要となっている。
- ・必要に応じて、管内各町と情報を共有し情報の提供を行っている。

【計画】

・関係機関及び住民に対し、ホームページなどを活用し公衆衛生情報を積極的 に発信する。

1.2地域保健研修

1.2.1 管内地域保健関係職員等研修事業

【事業目的】

・地域の実情に即した研修を実施することにより、市町及び保健所職員の資質 向上を図り、地域保健対策の円滑な推進を図る。

【現状と課題】

- ・業務ごとに地域のニーズに応じた研修会を計画し実施している。
- ・継続した研修実施により健康危機管理能力や地域保健の現場を支える実践力 を養う必要がある。

【計画】

- ・業務ごとに地域のニーズに応じた研修会の実施
- ・健康危機管理に対する体制整備のための研修会の開催

1.2.2 学生等教育研修事業

【事業目的】

・将来、地域医療・看護及び公衆衛生に携わる学生が、講義や体験実習を通して地域看護や離島における地域看護・公衆衛生を学ぶ機会となるよう実習指導を行う。

【現状と課題】

- ・昨年度に引き続き県立大学看護学科の「しまの健康実習」及び管理栄養士養成施設学生の実習指導を実施する。
- ・実習目的が達成されるよう教育機関とすり合わせをしながら実施する。

- ・県立大学看護学科「しまの健康実習」の実習指導
- ・管理栄養士養成施設学生の実習指導

2 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項

2 . 1 統計調査

【事業目的】

・各調査の目的に応じた適切な調査を行うことで、地域の保健衛生行政に必要な基礎資料を得る。

【現状と課題】

- ・保健所では、次の保健衛生統計に関する調査のとりまとめを行っている。 国民生活基礎調査、人口動態職業・産業調査、地域保健・健康増進事業報告、 衛生行政報告例、人口動態調査、患者調査、受療行動調査、医療施設(静態・ 動態)調査、病院報告、医師・歯科医師・薬剤師調査、業務従事者届出調査、 調理師業務従事者届
- ・この統計調査は、国の委託事業であり、保健所で取りまとめたものを、県を 通じて厚生労働省へ報告している。集計した結果は、統計書等により公表さ れている。関係機関の要望により公表できるデータの提供等を行っている。

- ・毎月、人口動態調査、医療施設動態調査、病院報告を行う。
- ・毎年、地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例(年度報)国民生活基礎調査、医療施設静態調査、患者調査、受療行動調査を行う。

3 栄養の改善及び食品衛生に関する事項

3 . 1 栄養改善対策

【事業目的】

・県民が自ら食生活改善に取り組み、健康的な生活習慣を定着させるために、 関連機関と連携し支援体制を充実させるとともに、食に関する環境整備を行 う。

【現状と課題】

- ・管内の給食施設は35施設あり、巡回指導や集団指導を実施している。約9 割の施設が指導評価点数目標を達成しているが、調理従事者不足により適切 な給食管理が難しい施設も見受けられる。給食施設管理の維持向上に努める。
- ・町栄養士への支援については、令和4年度は小値賀町の栄養士不在により、 栄養業務の状況把握・支援が必要であったが、情報収集に留まった。新任栄 養士採用の際は、人材育成の支援が必要である。
- ・食品表示法(保健事項)健康増進法に抵触する不適正表示に関し、相談対応、 指導を実施している。今後、消費者へ対しても栄養成分表示活用法等につい て周知していく必要がある。
- ・専門的栄養指導として、難病の患者・家族等の食生活に関する相談に随時対 応している。

【計画】

- ・健康・栄養調査の適切な実施
- ・給食施設の巡回指導及び個別相談対応等 (随時)
- ・給食施設従事者を対象とした研修会の実施 (1回)
- ・町栄養改善業務の支援 (随時)
- ・食品表示(保健事項)等に関する指導・相談対応及び消費者へ向けた栄養成分表示活用法の普及啓発 (随時)
- ·難病相談事業等、専門的栄養指導 (随時)
- ・各町食生活改善推進協議会に対する支援 (随時)
- ・公衆栄養学実習の受け入れ (1回)

3 . 2 食品衛生対策

3.2.1 食品取扱施設の許可及び監視指導

【事業目的】

- ・県食品衛生監視指導計画に基づき、重点的かつ効果的な食品営業施設への立 入及び監視指導を行うとともに、定期的に食品の収去検査を実施し、管内で 製造、販売、流通する食品の安全性の確保を図る。
- ・管内の食品営業施設に対し、HACCPに沿った衛生管理の導入を図り、食品の安全性の更なる向上と信頼性を確保する。

【現状と課題】

・最近の食品事故等(食中毒・異物混入・表示違反など)は多岐にわたっており、 住民の「食の安全・安心」に対する不安を払拭するために、食品取扱施設に対 する監視・指導の一層の強化が求められている。

・平成30年6月の食品衛生法の改正により、原則全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を行うことが義務化された。

【計画】

- ・令和 5 年度食品衛生監視指導計画(上五島保健所)に基づき、食品営業施設への立入、監視指導及び食品収去検査を実施する。
- ・管内食品事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理の支援、助言及び適切な指導を行う。
- ・県事業である「ながさきHACCP」の取組み施設に対しては、引き続き立入り を実施し、評価アップにつなげるための助言を行う。
- ・過去に開催されたイベント等での食品提供において、食品の取扱等における衛生管理が遵守されていない事例があったことから、主催者等に対して適切な衛生指導を行う。

3.2.2 食中毒防止対策事業

3.2.2.1 食中毒発生時対応

【事業目的】

・食中毒発生時には、速やかに事故原因の究明を行い、被害拡大防止並びに再 発防止対策の徹底を図る。

【現状と課題】

- ・管内では人体に有害な物質を持つ可能性のある魚介類を食する習慣がある。 平成24年には、一般家庭においてアオブダイを原因とした食中毒により死者が発生した。
- ・平成30年にノロウイルスを原因とする食中毒が発生した。また、令和元年7月には、管外の飲食店で加熱不十分の食品の喫食によるカンピロバクターが疑われる体調不良の相談等があった。

【計画】

- ・食品衛生責任者講習会や食品衛生月間等を通じ、食品関係者及び消費者への有 毒魚介類による食中毒防止等を含めた食中毒予防・食品衛生思想の普及・啓発 活動を行う。
- ・食品衛生協会と連携し、一般住民を対象に食中毒予防、及びノロウイルス予防 に関する啓発キャンペーンを実施する。

3.2.2.2 流通食品の安全性の確保

【事業目的】

・管内において、広域流通する食品を製造・販売している営業施設について、製品の安全性の確保や適正な表示について普及・啓発を図る。

【現状と課題】

・食品衛生監視指導計画に基づき、管内で製造された食品について例年100

検体以上の収去検査を行い、食品衛生成分規格指導基準に違反した製造施設 に対して施設への監視指導を実施している。

【計画】

- ・平成27年4月に施行された食品表示法に基づく新表示について、食品等営業者へ監視指導等通じて周知を図ってきた。今後も適正な表示がなされるよう指導を行う。
- ・春期、夏期及び年末の食中毒の多発する時期において、重点的かつ効果的な監 視指導、計画的な収去検査を実施する。

3.2.2.3 食品衛生知識の普及啓発

【事業目的】

・食品の製造・加工技術の進歩に伴い、食品の流通は広域化し、また、輸入食品の増大等食品を取り巻く環境は著しく変化している。そのため、食品業界 や消費者に対し、講習会等を通じて、食品衛生に関する知識の向上及び食品 衛生思想の普及・啓発を図る。

【現状と課題】

・食品衛生協会と連携し、食品事業者及び消費者に対して、食品衛生思想の普及・啓発を図る必要がある。

【計画】

- ・食品衛生責任者講習会や食品衛生月間における町内放送や町広報誌等への掲載 及び食品衛生パレード等により、食品衛生に関する知識の向上及び食品衛生思 想の普及・啓発を行う。
- 3.2.2.4 宿泊施設等における食中毒防止対策

【事業目的】

・宿泊施設等における監視指導の強化や食品衛生の確保を図る。

【現状と課題】

・世界遺産登録による観光客の増加、コロナの大幅な規制緩和により、今後管内の宿泊施設の利用が増加すると考えられるため、農林漁業体験民宿を含めた宿泊施設の食中毒予防対策の徹底が求められる。

- ・保健所の生活衛生担当者と連携し、管内の宿泊施設に対して計画的・効率的 な立ち入りを行い、厨房におけるHACCPに沿った衛生管理の指導を行う。
- ・農林漁業体験民宿を含めた宿泊施設についての監視指導を強化し、必要に応じて衛生講習会等を実施する。

3.2.3 HACCP手法による衛生管理導入促進

【事業目的】

・食品衛生管理の国際標準であるHACCPの普及により、安全性の高い食品を安定して供給するため、平成30年6月に食品衛生法が改正され、食品事業者に対しHACCPに沿った衛生管理が義務化された。また、県事業の「ながさきHACCP」に取り組んできた施設に対しても、継続して監視・指導を行うなど更なる衛生管理の向上を図る。

【現状と課題】

- ・本事業に登録している事業者は管内に5施設ある。
- ・改正食品衛生法により全ての食品事業者は「HACCPに基づいた衛生管理」が 義務付けられ、管内の食品事業者も全て導入している。今後は、HACCPの効果的な運用に向け、また、業種により理解・認知度を深めるため、講習会や 立入等を通じて指導・助言を行っていく必要がある。

- ・本事業に登録している5施設に対しては、継続して施設への立入りを実施し、 更なる衛生管理の向上を図るべく、作業手順書作成に関わる適切な助言を行う。
- ・新規に本事業に登録する事業者に対しても、積極的な立入りを実施し、衛生管 理の評価アップにつながる指導及び助言を行う。

4 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境 の衛生に関する事項

4 . 1 生活衛生対策

4.1.1 営業施設の衛生確保事業

【事業目的】

- ・旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理(美)容師法及びクリーニング業法に関する許可・施設確認審査により指導及び助言を行い、町民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式を踏まえた衛生水準の維持向上を図る。
- ・多くの町民が利用等する建築物の維持管理に関し、新型コロナウイルス感染 症による新しい生活様式を踏まえた衛生的な環境の確保に努め、公衆衛生の 向上・増進を図る。

【現状と課題】

- ・旅館業、公衆浴場、興行場、理(美)容師法及びクリーニング業の許可等は、 更新制でないため、立入検査の際に、変更事項を確認することが多い業種であ る。そのため、定期的に立入検査を実施し、必要に応じて各営業者に指導を行 う必要がある。
- ・共同浴場の循環式浴槽等を発生源としたレジオネラ症集団感染が全国的に発生しており、県内においても毎年、数件の感染事例が報告されている。管内の旅館及び公衆浴場等に対し、利用者が安心して入浴できるよう、施設の衛生管理の徹底を周知するとともに、浴槽水の水質検査の受検指導が必要である。
- ・各業種に沿った新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式を踏まえた 衛生指導を行っていく必要がある。

【計画】

- ・新規営業者に対し、許可時に衛生管理要領を手渡し、施設における衛生管理、 今後発生する可能性のある事務連絡手続きについて説明を行う。
- ・各営業施設について概ね年1回の立入検査を実施し、現状把握と保健所申請 内容の確認を行うとともに、必要な衛生指導を行う。
- ・旅館、理美容所及びクリーニング所に係る「長崎県衛生優良店」については、 審査会で優良店を決定した後に、食品取扱い施設とともに、保健所のホーム ページに名簿を掲載し広報する。

4.1.2 ビル管理法に基づく衛生確保事業

【事業目的】

・多くの町民が使用、又は利用する建築物の維持管理に関し、衛生的な環境の確保をはじめ、公衆衛生の向上・増進を図る。

【現状と課題】

・不特定多数の者が使用することから、衛生的な環境の確保が必要である。

【計画】

・特定建築物に対し、概ね年1回の立入検査を実施する。

4.1.3 遊泳用プールの監視指導

【事業目的】

・遊泳用プールの衛生的な環境の維持・向上を図る。

【現状と課題】

・管内のプールに年1回立入検査し、遊離残留塩素の測定及び衛生指導を行っている。自主検査によって過去(令和2年度)にレジオネラ属菌が検出された施設があるため、レジオネラ属菌対策を含めた衛生管理について指導する必要がある。

【計画】

・遊泳用プールについては小さな子どもや高齢者も利用することから、毎年すべてのプールについて立入検査を実施し、衛生管理の状況を確認する。また、レジオネラ属菌が確認された施設については、年2回以上の立入検査を実施する。

4.1.4 水道施設の衛生確保事業

【事業目的】

・県知事認可の水道施設(上水道及び簡易水道)について、適正な維持管理の 徹底を図るため立入検査を実施する。

【現状と課題】

- ・各水道施設の老朽化が進んでおり、安全な水の安定供給を維持していくため 順次改修していく必要がある。
- ・人口減少に伴い水道料金の収入減少によって、水道事業の経営状態が悪化することが懸念される。将来的に水道施設の維持管理に影響を及ぼすことが懸 念される。

【計画】

・施設への定期的な立入検査により、地域住民に対し安全・安心な水を供給するための維持・管理が行われているか確認し、必要に応じて指導及び助言を 行う。

4.1.5 温泉の保護と適正利用の推進

【事業目的】

・温泉の保護と適正な利用を推進する。

【現状と課題】

・管内に存在する泉源及び温泉利用許可施設について、温泉法に基づき温泉資源の保護、温泉利用の適正化を図っていく必要がある。

【計画】

・管内温泉を利用する施設に対し、概ね年1回の立入検査を実施する。

|4.2生活排水(浄化槽)対策|

【事業目的】

・浄化槽の設置、保守点検並びに適切な維持管理を指導・啓発することにより、 浄化槽による生活排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の 向上に寄与する。

【現状と課題】

- ・令和元年度より届出者の負担軽減のため浄化槽協会の予備審査が廃止され、 県立保健所もしくは特定行政庁へ直接提出することとなった。これに伴い、 様式の整理や提出部数が変更されている。
- ・指定検査機関((一財)長崎県浄化槽協会)による法定検査において、不適正 と判定された浄化槽及び受検拒否者に対し、浄化槽の適正な維持管理及び法 定検査の受検を継続的に指導する必要がある。
- ・法定検査による不適正浄化槽は、老朽化による破損、保守点検及び清掃の未 実施等が原因であることが多い。

【計画】

- ・浄化槽設置事務に際しては、建築部局及び町と情報を共有し、長崎県浄化槽 事務取扱要領に基づき適正に処理する。
- ・不適正浄化槽管理者については、文書による改善指導を行う。また、法定検 査拒否者や改善措置を行わない管理者に対しては、立入検査のうえ指導を行 う。

4 . 3 廃棄物対策

4.3.1 一般廃棄物対策推進事業

【事業目的】

・一般廃棄物(し尿、家庭ごみ等)の適正処理、処理施設の整備等について町への指導、監督を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【現状と課題】

・小値賀町の焼却ごみについては、令和4年4月から新上五島町の一般廃棄物 処理施設において広域処理が行われている。

- ・一般廃棄物処理施設に関する届出等の受付及び形式審査を行うとともに、関連 施設への立入検査を行う。
- ・施設基準や広域的な処理等について、必要に応じて町に助言等を行う。

4.3.2 産業廃棄物対策推進事業

【事業目的】

・事業活動に伴って生じる産業廃棄物の適正処理について、排出事業者及び処理業者への指導、監督を行い、不適正処理、不法投棄の防止等生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【現状と課題】

・管内には産業廃棄物の最終処分場は存在せず、原則、島外に運搬(搬出)して処分する必要があるため、処分に係る費用が高い。

【計画】

- ・産業廃棄物処理施設及び保管施設を所有する許可業者に対しては、月1回以 上の立入検査を行う。
- ・管内許可業者・排出事業者を対象とした研修会をそれぞれ年1回以上開催する。

4.3.3 PCB廃棄物対策事業

【事業目的】

・PCB廃棄物の適正処理について、保管事業者の指導、監督を行い、不適正処理、 不法投棄の防止等生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【現状と課題】

- ・管内で未だに発見されていない高濃度PCB廃棄物(安定器及び汚染物等)及び 低濃度PCB廃棄物が古い建物の解体時に発見されることが想定される。
- ・高濃度PCB廃棄物(安定器及び汚染物等)及び低濃度PCB廃棄物の処理期限がそれぞれ令和2年度末、令和8年度末となっている。

【計画】

- ・PCB廃棄物保管事業者に対し、年1回程度の立入検査を行う。
- ・特に処理期限が過ぎている高濃度 P C B 廃棄物(安定器及び汚染物等)が発見された場合、迅速な処理に向けて指導等を行う。

4.3.4 リサイクルの推進事業

【事業目的】

・建設リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき、廃棄物の排出者に対して 適正処理を指導し、不適正処理、不法投棄の防止等生活環境の保全及び公衆衛 生の向上を図る。

【現状と課題】

・家屋を解体した際に発生する木材について、製塩業者が熱源として活用して いる。

【計画】

・上五島支所建築班と合同で建設リサイクルパトロールを年2回実施する中で、 家屋解体後の処理について確認を行う。自動車リサイクル法の許可業者に対 して年1回以上の立入検査を行う。

4.3.5 不法投棄及び違法焼却対策

【事業目的】

・不法投棄及び違法焼却について監視指導を行い、不適正処理、不法投棄を防止 することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【現状と課題】

・離島という地理条件のため、廃棄物の処理料金が高くなることから、不法投棄が発生する原因の一つになっていると考えられる。

【計画】

・廃棄物適正処理推進指導員により、定期的な不法投棄パトロールを行うとともに、環境月間である6月には関係機関(町、警察署、上五島支所)との合同パトロールを実施する。

4 . 4 環境保全対策

4.4.1 公共用水域及び地下水等の監視

【事業目的】

・海域の水質環境の監視を行うことにより、地域環境の保全を図る。

【現状と課題】

・例年、環境基準値の超過はなく、水質は良好である。

【計画】

・新上五島町内4ヶ所の海域において年6回の水質調査を行う。また、新上五島 町内1ヶ所の水浴場に対して年2回(遊泳前及び遊泳中)の水質調査を行う。

4.4.2 大気汚染防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

・大気汚染防止法に基づく工場・事業場の監視指導を行うことにより、地域環境 の保全を図る。

【現状と課題】

・令和4年度において、管内の工場・事業場においては、特に環境保全上の支障は認められない。

【計画】

・管内の工場・事業場に対し、立入検査・指導等を行う。

4.4.3 水質汚濁防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

・水質汚濁防止法に基づく特定事業場の監視指導を行うことにより、地域環境の 保全を図る。

【現状と課題】

・令和4年度において、管内の工場・事業場においては、特に大きな環境保全 上の支障は認められない。

【計画】

・管内の特定事業場に対し、適宜立入検査・指導等を行う。排水基準が適用される事業場については、年1回以上の排水調査を行う。

4.4.4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導

【事業目的】

・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の監視指導を行うことにより、 地域環境の保全を図る。

【現状と課題】

・小値賀町ごみ焼却施設はダイオキシン類の排出ガス基準超過、施設の老朽化 等の理由により、令和4年度末から施設を廃止した。

【計画】

・管内の特定施設に対し、立入検査・指導等を行う。

4.4.5 環境教育関係業務

【事業目的】

・環境保全、地球温暖化対策及び食品ロス等の環境問題について、住民への意識 向上を図る。

【現状と課題】

・新型コロナウイルスの影響により、ここ数年は管内においてアドバイザー派遣制度の活用は限られていた。

【計画】

・環境アドバイザー制度や出前講座等を活用して、若年層を中心とした幅広い 世代に環境問題の意識向上を図る。

4.4.6 公害苦情対応

【事業目的】

・公害に関する苦情等が申し立てられた場合に、原因の調査、原因者に対する改善 善指導等を行うことにより、地域環境の保全を図る。

【現状と課題】

・多岐にわたる公害に関する苦情に対して適切に対応し、生活環境を保全する 必要がある。

【計画】

・苦情が申し立てられた場合には、関係機関と連携し、原因調査、改善指導等 を行う。

4.4.7 地球温暖化防止対策

【事業目的】

・人類にとってさまざまな問題の原因となる地球温暖化を防止する。

【現状と課題】

・町や地球温暖化防止活動推進員と協力し地球温暖化防止のための対策、啓発事業を行っている。

【計画】

- ・町と連携して住民へ効果的な啓発を行う。
- ・第一種フロン類充填回収業者に対し、立入検査を行う。

4.4.8 大気汚染情報(注意報等)の発信

【事業目的】

・大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態が発生したとき、その事態を地域住民に周知することにより、健康被害の発生を防止する。

【現状と課題】

・近年、光化学オキシダント又は PM2.5 による大気汚染が問題となっている。 健康被害が出ることも考えられるため、迅速な情報提供が求められている。

【計画】

・光化学オキシダント又は PM2.5 による注意喚起が発令された場合は、住民からの問い合わせに適宜対応する。

4.4.9 未来環境条例指定地区巡回指導

【事業目的】

・未来環境条例に基づく喫煙及びごみの投げ捨て禁止指定地区において巡回指導 を行い、地域環境の保全を図る。

【現状と課題】

・禁止地区において喫煙を発見した場合は、禁止地区であることを説明し喫煙 しないよう注意を行っている。禁止地区によっては、禁止地区である旨の表 示が目立たず、観光客等が気付かず喫煙する場合がある。

【計画】

・廃棄物適正処理推進指導員により、不法投棄パトロール時に併せて、指定地区の巡回指導を実施する。

4.4.10 環境放射線監視 該当なし

4.5動物愛護対策

【事業目的】

・長崎県動物愛護及び管理に関する条例に基づき、人と動物が共生する住みよい 社会づくりの実現を目指す。

【現状と課題】

- ・動物愛護推進協議会上五島支部の活動として「動物ふれあい教室」等を実施している。
- ・上五島保健所管内における犬猫の引取り数は令和3年度に猫2匹、令和4年度 に猫6匹の引取りを行った。
- ・犬猫の引取り頭数削減を目的として、ながさき犬猫ネットや町広報誌等を通じ た広報活動を行っている。
- ・地域猫活動申請について、令和4年度は4件の申請を受理し、15頭の猫の不 妊・去勢手術を行った。
- ・令和5年4月より長崎県動物の愛護及び管理に関する条例が施行された。

【計画】

- ・県条例に基づき、犬猫引取り後の殺処分頭数ゼロを目指した各種取組を推進していく。
- ・県が実施する地域猫活動事業について、町広報誌等を通じて住民に周知し、町 が行う地域住民への説明、地域猫実施地区の選定等に対して助言を行う。
- ・動物愛護週間行事では、管内小学生を対象に「動物ふれあい教室」を開催し、 動物とのふれあいだけでなく、動物や人の命の大切さや終生飼養、適正飼養等 動物愛護思想の普及啓発を図る。
- ・管内の動物愛護ボランティアとの適切な連携を構築するため、ながさきボラン ティア活動支援センターへの登録の推進を図る。

4.6狂犬病予防対策

【事業目的】

・狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生及び蔓延を防止する。

【現状と課題】

・県内の狂犬病予防注射接種率は登録頭数に対し7割弱であった。管内2町では 集合注射による接種が定着しており、県平均より高い水準を維持している。 ・犬の捕獲抑留頭数は平成30年度から0頭が続いているが、犬が放浪しているなどの苦情通報がみられる。

- ・違反犬の捕獲業務、苦情処理等を継続して行う。
- ・令和5年度も引き続き、各町、獣医師会と連携して、狂犬病予防注射の推進を図る。

5 医事及び薬事に関する事項

5 . 1 適性医療確保

5.1.1 医療機関立ち入り検査

【事業目的】

・医療法に規定する理念に基づき、県民に対し良質かつ適切な医療を効率的に 提供する体制を確保する。

【現状と課題】

- ・病院1施設、一般診療所21施設(有床1施設、無床20施設) 歯科診療所 11施設
- ・病院は毎年度、有床診療所は3年毎、無床診療所は5年毎に実施している。

【計画】

- ・病院及び有床診療所については、医療政策課と連携して実施する。
- ・無床診療所については、前回調査から概ね5年経過している診療所に対して 実施する。

医科診療所 7 施設 歯科診療所 1 施設

5.1.2 医療施設・施術所施設・衛生検査室の開設届、変更届等の申請事務

【事業目的】

・医療機関が、医療法等に規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な 管理を行うよう、開設及び構造設備等に係る許認可、届出等の受理を行う。

【現状と課題】

・随時、医療機関の開設及び構造設備等に係る許可及び届出等の受理を行って いる。

【計画】

・医療機関の開設及び構造設備等に係る許可、届出等の受理

5.1.3 指定医療機関指定申請事務

【事業目的】

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく結核指 定医療機関に関する手続きを適切に行う。
- ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく被爆者一般疾病医療機 関の指定に関する手続きを適切に行う。

【現状と課題】

・手続き書類の受理、指定書の交付事務を行っている。

【計画】

・手続き書類の事務処理を適切に行う。

5.1.4 免許申請事務(医療従事者・栄養士・調理師)

【事業目的】

・医療従事者及び栄養・調理従事者の免許登録、籍訂正等の手続きを円滑に行 う。

【現状と課題】

・ホームページに保健所で受付を行っている免許の種類等を掲載し、申請に必要な情報が得られるよう関連先へのリンクを掲示している。また、随時、窓口対応及び申請事務を行っている。

【計画】

・随時、各種免許登録、籍訂正等の申請受理及び進達、免許証の交付を行う。

5.1.5 医療安全相談センター

【事業目的】

・住民が安心して受診できる医療提供体制づくりを目指し、上五島地域医療安全相談センターを設置し、医療相談及び医療安全情報の提供を行う。

【現状と課題】

- ・基本は患者及びその家族に寄り添いながらも、中立的な立場としての助言を 行うことが必要である。
- ・医療相談窓口を周知するため、町広報誌等による普及啓発を実施している。

【計画】

- ・適切な相談対応を実施する。
- ・医療安全に関する研修会を開催する。(年1回程度)

5 . 2 医薬品等安全対策

5.2.1 薬機法に基づく監視指導

【事業目的】

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等について必要な監視 指導を行うことにより、保健衛生の向上を図る。

【現状と課題】

- ・令和元年12月4日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から の段階的な一部施行を経て、令和4年12月1日において全部施行となった。
- ・薬事関係許可業者等に対し、概ね年1回の立入検査を実施し、施行後のコン プライアンスの確認と必要に応じて助言・指導を行う。

【計画】

・医薬品及び医療機器一斉監視指導において、薬局開設者並びに医薬品販売業 者等への立入検査を実施し、適正な医薬品の取扱いについて確認と指導を実 施する。

5.2.2 毒物及び劇物取締法に基づく監視指導

【事業目的】

・毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締りを実施する。

【現状と課題】

・毒物劇物販売登録業者に対し、概ね年1回の立入検査を実施しており、毒物 劇物の取扱いについて必要に応じて助言・指導を実施している。

【計画】

・夏季に行われている一斉監視にて毒物劇物販売登録業者への立入検査を実施し、毒物劇物の適正な取扱いについての確認と指導を実施する。

5.2.3 麻薬及び向精神薬取締法等に基づく監視指導(不正けし及び大麻を含む)

【事業目的】

・麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締 りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずる こと等により、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、 もって公共の福祉の増進を図る。

【現状と課題】

- ・薬局、病院及び診療所に対し概ね年1回の立入検査を実施している。
- ・不適正な麻薬の取扱いや事故等が発生しないように、麻薬及び向精神薬等の 適正な取扱いについての確認と指導を実施する。

【計画】

- ・薬局、病院及び診療所に概ね年1回立入検査を実施し、適正な取扱いについての確認と指導を行う。
- ・麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料の取り扱いは他の医薬品と異なる点が多いため、各薬局に対し麻薬等に関する講習会を年1回開催し麻薬等の管理について一層の理解を深めていく。

5.2.4 薬物乱用を根絶する地域社会づくり

【事業目的】

・地域の実情に応じた効果的かつ組織的な普及啓発活動を積極的に推進し、薬物乱用防止指導員相互及び関係機関との連携を図りながら、家庭・学校・職場等地域社会の隅々まで薬物乱用防止の啓発活動を展開し、薬物乱用のない明るい社会環境づくりを目的とする。

【現状と課題】

- ・全国的に大麻事犯が増加しており、若年層の乱用者が増えてきている。
- ・県内でも大麻の不正栽培が確認された事例も散見されており、薬物乱用防止

について、これまで以上に県民への啓発が必要となってきている。

【計画】

- ・薬物乱用防止指導員、教育関係者、警察職員などを集めた協議会や研修会を 行い、薬物乱用防止指導員の研鑚に努める。
- ・管内で啓発イベントを開催し、地域住民に対し「薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』」の意識を根付かせる。また、薬物乱用防止教室を通して、管内の若年層に対する普及啓発に努める。

5.2.5 献血推進

【事業目的】

・献血思想の普及と献血者の組織化を図ることにより、献血体制の整備を推進する。

【現状と課題】

- ・献血人口の減少
- ・献血協力者の減少。(特に20代と30代)
- ・献血の実施にあたり、管内各町や長崎県赤十字血液センター佐世保出張所と の連絡調整及び献血推進の啓発活動を行っている。
- ・管内の状況は、小値賀町は年1回、新上五島町は年2回の献血バスの来島があるが、小値賀町及び新上五島町ともに献血目標を達成できていない。目標を達成できるよう関係機関と協力していく必要がある。

- ・長崎県赤十字血液センター、各町役場担当者との協議会を開催し、献血実施 について住民への効率のよい周知方法及び献血実施方法(開催場所、日程) を協議し、献血目標の達成を目指す。
- ・若年層への啓発活動として、管内の高等学校において「献血セミナー」の開 催をお願いする。

6 保健師に関する事項

【事業目的】

・予防の視点を持ち、地域生活に軸足を置いた保健活動が実践できる保健師の 計画的な人材育成を行う。

【現状と課題】

・人材育成に関しては、今後も継続してキャリアレベルに応じた人材育成を実 施する必要がある。

【計画】

・人材育成に関しては、ガイドラインに沿った人材育成を行う。

7 公共医療事業の向上及び増進に関する事項

7 . 1地域(保健)医療関係

【事業目的】

・地域の保健医療の課題等に関する、関係機関との協議、合意形成、連携強化、 情報共有等を行うことで、地域の医療提供体制等の構築、連携強化を図る。

【現状と課題】

- ・高齢化の進展や医療資源の偏在など、地域の抱える課題は多岐にわたっており、限られた人材や医療資源を効果的に活用するとともに、地域の関係機関等との連携をさらに強化する必要がある。
- ・第7次医療計画(平成30年度~令和5年度)においては、地域医療構想の 理念に沿って、病床機能の分化・連携や、退院後在宅で安心して療養できる ための環境(回復期病床の充実、在宅医療の体制整備)の整備を特に進める 必要がある。
- ・他の医療機関との情報共有・連携をさらに進めるため、地域医療の情報ネットワーク化により ICT 活用を進める必要があり、進捗を地域医療対策協議会の中で共有していく。

- ・地域保健医療対策協議会の開催(令和5年度:年1回以上)
- ・上五島区域地域医療構想調整会議の開催(令和5年度:年1回)
- ・医療計画に基づいて、県民が良質かつ適切な医療を効率的かつ効果的に受けられる体制の確保を図る。

8 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項

8 . 1 母子保健福祉対策事項

8.1.1 健やか親子 21 推進事業

【事業目的】

- ・心身に障害を持つ児童及び保護者への、療養環境の整備と療育相談支援体制の整備を図り、発達障害児の早期発見や療育支援のため、関係職員の資質向上を目指し、療育支援体制の充実を図る。
- ・母子保健施策の効果的な推進について、関係機関と連携しながら、母子保健 の推進体制の整備を図る。
- ・小児慢性特定疾病児等とその家族について、地域での適切な療養環境の確保 や必要な情報の提供を行い、安心して生活ができるよう、関係者間での連携 を行い、地域支援体制の構築を図る。

【現状と課題】

- ・上五島保健所管内は障害児に関する社会資源及び人材が少ない状況であり、 児を取り巻く関係機関が連携を図り支援を行わなければならない。保健所は 療育体制の強化及び関係者の技術向上のため支援を継続していく必要があ る。
- ・巡回療育相談は感染対策を講じながら相談を実施している。関係機関の相談 先としても巡回療育相談は貴重な機会であるため、今後もこども医療福祉セ ンターと協議しながら療育相談の場を確保していく必要がある。
- ・小児慢性特定疾病児への支援については、ケース数が少ないこともあるため、 個別ケース支援を通しながら、保健、医療、教育等の関係者と連携を図り支 援体制を構築していく必要がある。

【計画】

- ・ティーチャー・トレーニング実施体制の構築
 - 指導者スキルアップ研修: 小値賀町にて実施
 - 学童期ティーチャー・トレーニング:各町の意向に合わせて実施
- ・こども医療福祉センターによる巡回療育相談の実施:年4回(計11日間)
- 小児慢性特定疾患病児等自立支援事業相談事業
 - 支援区分会議の実施:更新の場合1回、新規の場合認定後1ヶ月以内
 - 支援区分に応じた個別支援(家庭訪問、面接)の実施:随時

8.1.2 健やか親子サポート事業

【事業目的】

・思春期の健全な母性父性の育成並びに妊娠、出産、子育て、更年期等各ライフステージに応じて、適切な自己管理ができるよう関係機関と連携を図りながら健康教育を実施し、保健所において気軽に相談できる体制を確立する。

【現状と課題】

・思春期相談の中で、学校関係者から保健所につながるケースにかかる対応に ついては、学校関係の相談体制とのすみ分けや整理を行いながら、関係機関 と連携し対応していく必要がある。

- ・虐待対応においては関係機関との連携が必要な場合が多く、必要に応じて要保護児童対策協議会やケース検討会等に参加し、支援を検討していく必要がある。
- ・これまで、生涯を通じた女性の健康支援事業として思春期の健康相談、生涯を通じた女性の健康の保持増進、不妊症や不育症、若年妊娠等、妊娠・出産をとりまく様々な悩み等へのサポートを実施してきた。令和5年度からは、プレコンセプションケアを含め男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じて切れ目のない健康支援を実施することを目的に、性と健康の相談センター事業が実施される。保健所としては、従来の不妊相談及び女性健康相談から性と健康の相談へ名称変更し、「性と健康の相談センター」として相談窓口の周知を図る必要がある。

【計画】

- ・思春期保健事業に関する関係機関への普及啓発及び連携(随時)
- ・思春期及び妊娠・出産等に関する健康教育の実施(随時)
- ・要保護児童対策協議会へ参画(随時)
- ・性と健康の相談センターとして、男女問わず思春期、妊娠出産、不妊、不育 等に悩む方への相談対応、及びホームページでの普及啓発(随時)

8.1.3 不妊治療費助成事業

【事業目的】

・不妊治療を希望する夫婦に、その治療費の一部を助成することで経済的負担 を軽減し、不妊治療を受けやすい環境の整備を図る。

【現状と課題】

・令和5年度から新たに長崎県の独自助成として創設される不妊治療費助成事業においては、保健所を経由せずに直接県に申請することとなるため、新事業の内容を把握しておく必要がある。

【計画】

・保健所への相談者に対する制度周知の説明

8.1.4 小児慢性特定疾患治療研究事業

【事業目的】

・小児慢性特定疾病の療養を必要とする児童の健全な育成を図るとともに、適 正な医療費助成を行う。

【現状と課題】

・児童福祉法の一部改正により、小児慢性特定疾病医療費助成の対象疾患が増加する場合がある。今後も必要な方が適切に制度利用できるよう、対象疾患の拡大等制度改正があった際には、適切に周知する必要がある。

【計画】

- ・申請事務の円滑な実施
- ・保健所ホームページによる制度改正についての周知の実施

图 . 2 医療的ケア児支援

【事業目的】

・医療的ケア児が、地域で適切な支援を受け安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育の連携促進を図り、地域の支援体制を整備する。

【現状と課題】

- ・管内には医療的ケア児が少なく、それに伴い支援経験のある関係者も少ない状況である。そのため個別ケースへの支援を通じて、発達段階に応じた地域関係者との連携を図り、体制を構築していく必要がある。新上五島町においては、保育施設での受け入れにかかる医療的ケア児ガイドラインが令和5年2月に作成された。
- ・災害時の対策については、医療的ケア児とその家族、関係者の自主防災意識の 向上を基本として、町が策定する個別避難計画に基づいた連携体制の整備が必 要である。

【計画】

- ・町や関係機関と連携し、個別ケースへの支援を実施する(随時)
- ・町の医療的ケア児支援に関する体制整備に向けた支援の実施(随時)
- ・町主催の関係会議への参画

8.3介護予防対策

【事業目的】

- ・高齢者が健康を維持し要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最終段階まで続けることができる。
- ・各町で実施している介護予防関連事業に対して効果的な支援を行う。
- ・地域包括支援センター、地域リハビリテーション広域支援センター等関係機関と連携を図り、協働した事業展開の推進を図る。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みへの支援を行う。

【現状と課題】

- ・管内2町では、地域ケア会議で上がった地域課題などをもとに、住民主体の通いの場や、普及啓発活動などの地域づくりが進められている。今後継続して、情報提供や意見交換など町事業の支援を行っていく必要がある。
- ・上五島地域リハビリテーション広域支援センターとの連携も今後より必要と なってくる。
- ・各町が円滑に連携しながらリハビリテーション専門職の支援が受けられるよう う支援していく必要がある。
- ・高齢者の保健事業との一体的実施について、フレイル予防事業等庁内連携を

行いながら実施できるよう支援していく必要がある。

【計画】

・町で実施している介護予防関連事業を支援する。

9 歯科保健に関する事項

9.1歯科保健対策

9.1.1 長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

【事業目的】

・「歯なまるスマイルプラン」の実現を目指して、歯科保健の実態を把握し、各種の具体的な歯科保健対策を展開する。

【現状と課題】

- ・乳幼児期:令和3年度の3歳児のむし歯のない者の割合は、長崎県の指標が85%以上であるのに対し小値賀町は100%、新上五島町が83.2%である。 歯科衛生教育(ブラッシング指導等)の継続が必要。
- ・学齢期:令和3年度の12歳児の1人当たりのむし歯数は、長崎県の指標が0.85本以下であるのに対し小値賀町は0.41本、新上五島町が0.41本である。歯科衛生教育(ブラッシング指導等)の継続が必要。
- ・成人期:令和4年度に南松歯科医師会と連携し歯周病予防啓発動画を作成。 動画の視聴回数は67回(R5.3.1時点)。今後は歯科保健推進協議会委員と協力し啓発動画を活用して地域住民の意識向上につなげる。
- ・高齢期:高齢者施設の施設長及び従業員へ啓発を行い、入居者の口腔内の衛生状態を維持することが重要。管内に口腔内に異常を感じているが、歯科医院を受診しない高齢者が多いため、関係機関と連携し在宅高齢者の歯科医院受診を推奨する取組が必要。

【計画】

- ・上五島地域歯科保健推進協議会の開催 1回
- ・歯と口の健康週間の普及啓発
- ・市町支援について(主な内容:関係者会議、研修会(共催・情報提供のみ) 事業検討など)
- ・歯周病予防に関する PR 動画を用いた啓発 (協議会委員と連携し関係機関への資材配布、研修会・病院の待合等で DVD の放映)

9.1.2 障害者巡回歯科診療事業

【事業目的】

・障害児(者)の歯科医療体制の確保及び地域歯科医療での高次機能の補完のため、歯科診療車の派遣による予約制歯科診療・健診(2年に1回)を行う。

【現状と課題】

・上五島地区は令和5年度実施地区となっている。

【計画】

・日時: 令和5年6月8日・22日(14:00~)、6月9日・23日(9:00~)

場所:浦桑地区生活館

町の担当課と連携し、事業の周知が必要

9.1.3 フッ化物洗口推進事業

【事業目的】

・「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」第11条に基づき、う蝕予防の社会的システムの構築として、保育所・幼稚園・小学校を対象とした「集団によるフッ化物洗口」を導入し、子どものう蝕を低減する。

【現状と課題】

- ・令和3年度の3歳児までにフッ化物歯面塗布を受けたことがある者の割合は、 長崎県の指標が90%であるのに対し小値賀町は90.9%、新上五島町が100% である。
- ・管内の保育所・幼稚園・小学校・中学校でのフッ化物歯面塗布実施校率は 100% であり、継続実施に向けた働きかけや情報提供など必要な支援を行っていく。

- ・管内のフッ化物洗口実施体制について、管内 100%を維持するため必要時に 助言する。
- ・上五島保健所歯科保健推進協議会等で市町に対しフッ化物洗口の実施状況の 確認を適宜行う。

10 精神保健に関する事項

10.1精神保健福祉対策

10.1.1 適正な精神医療の確保

【事業目的】

- ・自傷他害の虞のある精神障害者の調査、診察並びに入院措置を行い、適正な 医療及び保護を図る。
- ・措置入院者退院後支援について、支援対象者が地域等で安心して生活するための退院後支援計画を作成し、関係機関と協働した支援を行う。
- ・適切および円滑な通報対応ができるように、所内・所外の体制整備を図る。
- ・関係機関との連携による治療中断・未治療者等に対する危機介入や支援を行 う。
- ・医療保護入院の移送体制が円滑にすすめられるように体制整備を図る。

【現状と課題】

- ・小値賀町においては令和4年度から、非常勤医師の確保と精神医療センターからの不定期の医師派遣により小値賀町国民健康保険診療所での月1回の精神科外来が確保された。新上五島町においては、週4回の精神科外来が確保されている。
- ・離島である本医療圏では、精神科の常勤医師の配置及び入院病床がない状態であり、通報発生時において指定医の診察の協力・確保は、非常に困難な状況にある。また診察及び措置入院のための患者移送は、海上移送を伴い、安全に行う必要がある。
- ・保健所への相談の多くは、関係機関からの相談や未治療・治療中断等による 症状の悪化、通院はしていても症状悪化に伴う迷惑行為等があり危機介入を 要するケースである。相談対象者の多くが、治療の必要性を感じていないこ とや、家族が高齢もしくは障害者同士など家族機能不全等であることから、 複雑かつ多重の課題を抱えており、症状悪化を予防し早めの対応ができるよ う、関係機関と情報共有及び対応の統一等連携をとりながら支援を行うこと が必要である。
- ・平成28年度から施行されている医療保護入院等移送制度は、必要時に安全かつ円滑な運用ができるよう、管内の関係機関と連携した体制整備を図る。
- ・法47条に基づく相談支援業務の一環として国から示された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、長崎県版の手引きが令和2年度から作成され、運用が開始されている。これに基づき、入院先医療機関と密に連絡を取り、支援対象者の退院後の支援計画作成など関係機関と協働した支援を行う。

- ・精神保健福祉法に基づく申請、通報等の適正なる運営実施(調査・診察・移 送)
- ・所内・所外の通報等対応に対する体制整備(措置対応に関する課内打合せ、移送に関する所内研修会、警察との話し合い等)
- ・病状悪化の兆しのある精神障害者等への早期介入

- ・医療保護入院等移送制度に対する体制整備(家族や関係機関からの相談・申請に関する課内打ち合わせ、移送に関する所内研修会等)
- ・措置入院者のうち退院後支援対象者の支援計画を作成し、関係機関と共に支援する。

10.1.2 精神保健福祉相談事業

【事業目的】

- ・住民からの保健や医療についての専門相談、関係機関からの対応方法等の相談を受け、適切な対応及び支援を行う。
- ・専門相談を効果的に活用し、地域関係機関(者)の相談対応技術の向上と支援の充実を図る。

【現状と課題】

- ・未治療、治療中断した処遇困難な精神障害者のみならず、複雑な背景がある相談が増えてきている。一機関での対応ではなく、多機関、多職種が顔の見える関係性を作る必要がある。引き続き支援の質の向上及び連携体制強化を目指していく。
- ・関係機関や本人、家族からの相談を受け、嘱託医による精神保健福祉相談を活用し、家族相談の対応や精神科医師の助言のもと必要があれば訪問相談を行う等、相談支援体制の強化を図っている。効果的に精神保健福祉相談を実施できるよう、相談窓口の周知を継続して行うことが必要である。

【計画】

- (1)精神保健福祉相談
 - ・保健所職員による相談対応(随時:電話、来所、訪問)
 - ・精神科医師による相談対応(年5回)
- (2)普及啓発
 - ・保健所ホームページや町広報誌
 - ・研修会やイベントでチラシ配布
- (3)その他
 - ・関係機関の会議等へ参加及び事業の普及啓発
 - ・精神保健福祉連絡会(新上五島町主催)の活用

10.1.3 精神障害者社会参加促進事業

【事業目的】

- ・地域移行・地域定着が円滑に行われるように、支援体制について関係者と検 討を深める場をつくる。
- ・処遇困難な精神障害者の支援のあり方について地域関係者と協議の場をつく る。

【現状と課題】

・精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるように医療、 障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合い等が包括的に確保され た「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(通称「にも包括」)の構築が目指され、圏域の協議の場として上五島保健所地域精神保健医療福祉協議会を開催している。管内2町も協議の場を設置し、令和3年度から協議の場の運営が開始された。しかし、町全体の課題の優先順位や離島ならではの課題により、「にも包括」構築を推進する体制は不確定である。引き続き協議体制の構築とケア会議の開催等市町支援を行いながら、圏域の課題の抽出及び検討を行い、精神障害者の地域移行・地域定着の促進及び社会参加の拡大を支援する必要がある。

- ・上五島保健所管内では、島外医療機関への入院となるため、対象者の把握に 課題があり、地域移行・地域定着支援の利用者がいない状況が続いている。 必要に応じて、退院後の住居や就労の場などの生活基盤の確保のための会議 や、地域関係者向け研修会を開催する等、地域の支援関係者が当事者を尊重 した支援を行い、地域での生活を支えていくことができるように、関係機関 と協働し体制整備を行う。
- ・当事者が主体的に活動できるよう、例会への参加及び助言等を行う。
- ・ピアカウンセリング事業については、新上五島町が有川障害相談支援事業所 に委託しているため、必要に応じて新上五島町支援を行う。

【計画】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1)圏域の協議の場の運営
 - ・上五島保健所地域精神保健医療福祉協議会の開催
 - ・上五島圏域の精神障害者支援の手引きの普及啓発と改訂
- (2)市町の協議の場運営支援
 - ・各町協議の場への参画
 - ・業務検討会の実施
- (3)関係者研修会
 - ・地域関係者向け研修会
 - ・地域移行・地域定着支援を円滑に行われるように対象者に関するケース会 議の実施(措置入院者退院後支援等)

(4)その他

- ・当事者会活動への支援
- ・必要に応じてピアカウンセリング事業への支援

10.1.4 高次脳機能障害支援普及事業

【事業目的】

- ・高次脳機能障害の理解に関する啓発や、相談窓口の周知を行う。
- ・地域における支援体制整備

【現状と課題】

- ・管内病院での診断が可能
- ・既存のサービスを利用していく中で支援体制の構築が必要と思われる。
- ・関係機関からの相談や対象者の情報提供はあるが、住民や当事者家族からの

相談は少ない現状がある。高次脳機能障害の普及啓発について、上五島地域 リハビリテーション広域支援センターと連携する等、地域の実情に応じた普 及啓発の方法を検討する必要がある。

【計画】

(1)普及啓発

・町広報誌掲載:年1回(管内2町)

・チラシ配布:(随時)

(2)個別支援

・ケース支援を通した関係機関との支援体制整備(訪問・事例検討等):随時

10.1.5 自殺対策推進事業

【事業目的】

- ・『自殺は個人の問題でなく社会全体での取り組みが重要である』ことの認識がなかなか浸透されていない現状があるため、今後も一般住民や関係機関を対象とした普及啓発を実施する。
- ・地域の実情に応じた自殺予防対策を展開するために、関係機関との情報共有 や検討を行うとともに、相談支援体制整備のために関係機関のネットワーク化 を図る。

【現状と課題】

- ・令和4年の管内での自殺者は確認されていないが、全国的には令和3年よりも増加しており、長崎県においても、令和3年と比較すると減少したが令和2年よりも増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自殺のリスクは高まっていると考えられる。管内でも孤独から自殺念慮を抱える相談や自死遺族支援等、自殺に関連する相談ニーズは高まっており、すべての人が安心して相談できる体制を関係機関と共に構築するとともに、必要な方への相談窓口の周知に取組む必要がある。
- ・全国的にみると若者の自殺者が増加している現状を受け、民法の改正により 在学中に成人となり、青年期ならではの悩みを抱える高校生に対し、教育機 関に協力を仰ぎ、メンタルヘルスに関する健康教育を実施していく。
- ・令和4年には第4期長崎県自殺総合対策5カ年計画が策定され、「生きるための包括的な支援」として、自殺対策計画を推進することで自殺率のより一層の減少を図ることが求められている。管内2町に対しては、自殺総合対策大綱及び県自殺総合対策5カ年計画を踏まえた町自殺対策計画の評価、見直しや計画の推進について支援が必要となる。
- ・今後も自殺を身近な問題として捉えてもらうために、普及啓発を行う。普及 啓発の方法については、ターゲットに応じて、関係者と協働する。

【計画】

(1)普及啓発

・一般住民及び事業所への相談窓口の周知

- ・メンタルヘルスに関する講話の実施
- ・研修会やイベント時に普及啓発用グッズの配布を行う。
- ・自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて保健所ホームページ、のぼり 旗を用いて普及啓発を行う。

(2)事業推進への支援

- ・管内2町の自殺対策計画の推進状況を確認し、進捗管理や評価等の取組み を必要に応じて支援する。
- ・精神保健福祉協議会で各町の取り組み状況を報告

(3)個別支援

・精神保健福祉相談による対応

10.1.6 ひきこもり対策推進事業

【事業目的】

・「ひきこもり地域支援センター(サテライト)」として、地域における関係機関との 連携体制の構築、普及啓発等を行い、ひきこもりに悩む人や家族の支援を行う。

【現状と課題】

- ・令和3年度に実施した管内の民生委員児童委員を対象とした実態調査及び各地区の民生委員児童委員と顔の見える体制構築を目的として実施した報告会を踏まえ、令和4年度に新上五島町不登校・ひきこもり関係機関連絡会を実施した。新上五島町のプラットフォームについて関係機関と共有し、今後は、町を主体としたひきこもり支援に関する地域づくりを支援していく。また、小値賀町に関しては、町の優先順位を確認しつつ、ひきこもり支援体制構築を支援する。
- ・管内の課題として、ひきこもりのスタートは、島外に出た後に進学や就職で 挫折し、島内に戻ってからということが示唆されており、島外での新生活を 控えた世代へのアプローチが必要となる。管内高校に協力を仰ぎ普及啓発を 行う。
- ・引き続き地域の課題を共有し、支援者が孤立しない顔の見える関係性の構築を図る。

【計画】

(1)個別支援

- ・精神保健福祉相談による対応(電話、面接、訪問等)
- (2)関係機関との連携
 - ・町をはじめとした関係機関と課題の共有と整理を行い連携体制の整備
 - ・関係機関(行政・学校関係等)や民生委員児童委員に対して正しい知識の 普及と継続的な相談窓口の周知
 - ・必要に応じて地域組織への支援

10.1.7 精神科救急医療連携に関すること

【事業目的】

・精神科救急患者や身体合併症を有する精神疾患患者への適切な医療の提供を

するため体制整備を図る。

【現状と課題】

- ・上五島管内では、精神科病床がない状況が続いており、精神科救急患者や身体合併症を有する精神疾患患者が発生した場合の対応が大変困難である。入院による治療が必要な場合、特に患者本人が治療の必要性を感じていない場合の島外医療機関受診については、船による移動を伴うため、家族・関係者ともに苦慮している現状がある。精神科救急患者等の発生を未然に防ぐため、関係機関との連携を密に行っていく必要がある。
- ・医療保護入院等移送制度が平成28年度から実施され、令和4年度は0件であった。今後も安全かつ円滑な運用を行うためには、関係機関の理解の促進 等体制整備を引き続き行う必要がある。

【計画】

- ·上五島地域精神保健医療福祉関係者連絡会 年1回
- ・医療計画に基づく精神科救急関係者会議の企画、実施
- ・地域精神保健医療福祉協議会 年1回
- ・医療保護入院等移送制度の適切な実施

10.1.8 依存症対策総合支援事業

【事業目的】

・アルコール、薬物、ギャンブル、ネット等依存症対策は、予防的な関わりに加え、当事者等を取り巻く多様な問題に対する支援が必要であることから、 関係行政機関と民間団体の連携を構築し、切れ目ない支援体制の整備を図る。

【現状と課題】

- ・管内での依存症に関する相談は、アルコールに関する相談が最も多く、若年からの飲酒により、身体的な影響が出てきている場合が多い。また、家族が心的不調を訴えることが多く、多面的な支援が必要となる。精神科医師による精神保健福祉相談の活用や関係機関との連携を密にとりながら支援を行う。
- ・依存症関連問題の背景には、経済的問題や自殺念慮等複合的な課題が隠れており、今後はオンラインなども活用し、島内外の支援機関と連携し、課題解決に向けた取り組みが実施できるように体制整備を行う。
- ・進学及び就職のため島外に出たあと、ギャンブル等何らかのトラブルのため 島内に戻り、社会復帰に課題を抱えている場合がある。教育機関等との連携 を図りながら、広く普及啓発を行う必要がある。また、県の計画に準じて、 幅広い世代に様々な依存症に関する普及啓発を図る。

- (1)個別支援
 - ・精神保健福祉相談による対応(電話、面接、訪問等)
- (2)普及啓発
 - ・県の計画に準じた普及啓発の実施

・依存症等に関する講話の実施(随時)

11 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病 により長期に療養を必要とする者の保護に関する事項

|1 1 . 1 難病対策|

1 1 . 1 . 1 難病患者地域支援対策推進事業

【事業目的】

- ・地域の難病患者等の日常生活における療養上の悩みや不安等の解消等に努める。
- ・在宅の難病患者への療養上の適切な支援を行い、難病患者等の安定した療養 生活の確保と生活の質の向上を図る。

【現状と課題】

- ・日常生活において支援を要する、神経・筋疾患群の指定難病受給者(59名)が最も多い。新上五島町(上五島病院)においては医師派遣体制が整っているが、小値賀町は未整備である。また原則申請先が県庁に統一された関係で、例年更新申請来所時に実施していた面接による情報収集が困難となったため、家庭訪問等で実施していく。
- ・難病従事者の研修機会は限られているが、既存のオンライン研修を案内し、 難病に関する知識を学ぶ機会を確保する必要がある。また、難病患者等ホームへルパー養成研修会については、原則毎年の開催とし、まずは訪問介護事業所対象者の研修修了者増加を目指す。加えて、訪問介護事業所以外の施設 従事者に対する案内も継続し、ゆくゆくは施設従事者の研修修了者増加も見 据え、長期計画的に取り組む必要がある。
- ・避難行動要支援者対策に関しては、医療依存度の高い低いにかかわらず、難病患者の中でも特に支援が必要な方(移動困難者等)に対し、計画作成を協働して取り組むよう共通理解が得られている。現在、新上五島町で2名、小値賀町で1名を作成済みであり、把握し得る対象者については概ね作成できている。今後も、作成済みの対象の更新を含めて、災害対策と個別避難計画作成に向けた支援が必要である。

【計画】

- ・在宅療養支援計画策定・評価事業及び所内ケース検討会の開催:随時
- ・訪問相談事業:新規患者の訪問及び面接、更新申請時の面接
- ・医療相談事業

小値賀町:年1回(集団) 新上五島町:年1回(集団)

· 難病対策地域協議会

地域リハビリテーション協議会:年1回、小値賀町難病対策関係者連絡会: 年1回

- ・避難行動要支援者対策における町の個別避難計画作成に向けた支援:随時
- ・難病患者等ホームヘルパー養成研修会:年1回

1 1.1.2 特定医療費(指定難病)支給認定制度

【事業目的】

・原因が不明でかつ治療方法が確立していないため、長期の療養を余儀なくされる難病のうち、指定難病の医療費支給認定を行い、難病患者の医療を助成し、患者の負担軽減を図る。

【現状と課題】

- ・医療受給者証所持者は204名であり、申請手続き方法の相談に来所する方が多い。
- ・対象疾患数は、平成27年:306疾患、平成29年:330疾患、平成30年:331疾患、令和元年7月:333疾患、令和3年11月:338疾患へと拡大された。
- ・平成28年1月より、マイナンバー制度導入による本人確認や身元確認、臨床調査個人票の確認、非該当者(重症度が満たない軽症者)への説明や軽症高額の該当の確認等が必要となった。制度の変更後も適切に事務を行っていく必要がある。

【計画】

・特定医療費(指定難病)の申請受付や相談への適切な対応の実施

12 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項

1 2 . 1 感染症対策

1 2 . 1 . 1 感染症予防事業

【事業目的】

- ・感染症の予防及びまん延を防止するため、感染症患者発生時は速やかに疫学調査及び接触者健康診断を実施する。また、関係機関と連携を図りながら、 地域の実情に応じた対策を講じる。
- ・社会福祉施設等を中心に感染症の情報提供を実施し、感染症の集団発生を防止する。

【現状と課題】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を引き続き継続する必要があ る。
- ・ダニ媒介感染症が継続して発生しており、流行期前に注意喚起を行う必要が ある。
- ・ホームページ及び電子メールを活用した情報発信により、感染症予防対策の 普及啓発を実施し、感染症に関する正しい知識を住民に周知する必要がある。
- ・感染症発生動向調査事業等を活用した情報提供を実施し、集団発生を予防する必要がある。

【計画】

- ・新型コロナウイルス感染症の普及啓発、相談対応及び感染拡大防止対策を実 施する。
- ・感染症発生時の疫学調査及び接触者健康診断を実施する。(随時)
- ・感染症流行シーズンには、関係機関へホームページや電子メールを活用した 情報提供を実施し、感染拡大の防止を図る。
- ・地域感染症対策協議会の開催(1回)
- ・勧告(措置)を実施する必要がある時は、感染症診査協議会を開催し、適切 な事務処理を行う。

12.1.2 感染症発生動向調查事業

【事業目的】

・感染症の発生状況を把握し、その結果を住民及び関係機関へ還元することに より、予防対策の推進を図る。

【現状と課題】

- ・長崎県および管内の感染症発生情報を関係機関へ電子メールで還元している。
- ・保健所ホームページによる普及啓発を実施することにより、地域の感染症対 策に繋げている。
- ・必要に応じて、関係機関へ電子メールによる迅速な注意喚起を実施している。 定点報告は、従前どおり FAX による報告受理としている。 上五島病院が提出する全数把握疾患の届出は、オンラインによる受理として

いる。

【計画】

・関係機関への定期的な情報還元及び保健所ホームページによる情報提供を実 施する。

令和5年度より、県立高校への情報還元を開始する。

・定点医療機関からの患者報告数により、流行注意報および警報を確認した場合は、対象機関へ電子メール(FAX)による情報提供および注意喚起を実施する。(随時)

1 2 . 1 . 3 予防接種事業

【事業目的】

- ・町が行う予防接種事業の適切な実施のため、指導、助言を行う。
- ・安全な海外渡航のための、住民への相談対応を行う。

【現状と課題】

・海外渡航時や定期の予防接種以外の接種等に関して、関係機関や住民からの 相談に対応している。

【計画】

・予防接種に関する相談対応を行う。

1 2 . 1 . 4 肝炎対策事業

【事業目的】

・肝炎に関する正しい知識を普及啓発することにより、肝疾患の進行を防ぐ。

【現状と課題】

- ・保健所が実施する肝炎ウイルス検査の相談および受検者は、例年数件程度である。
- ・肝炎治療費公費負担制度については、医療機関から患者に対して適切な説明がされており、問題は生じていない。

【計画】

- ・肝炎治療費公費負担制度の事務を適切に行う。(随時)
- ・住民への相談対応を適切に行う。
- ・肝炎検査を適切に行う。

12.1.5 エイズ・性感染症予防事業

【事業目的】

・エイズ、性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行い、感染を防ぐ。

【現状と課題】

- ・世界エイズデー等のイベント時にあわせて、普及啓発活動を実施しているが、 検査及び相談件数とも少ない状況にある。
- ・高校卒業を契機に島外出る生徒が多いため、在学中に学校との連携により普及啓発が必要である。
- ・エイズ及び性感染症の予防について、若い世代からの教育が必要である。

【計画】

- ・エイズ、性感染症の相談への随時対応及び検査の実施
- ・エイズ、性感染症予防についての普及啓発(検査週間・世界エイズデー)
- ・教育機関と連携したエイズ・性感染症に関する講話の実施

12.1.6 麻疹・風疹予防対策事業(風疹抗体検査等を含む)

【事業目的】

- ・麻疹(疑いを含む)の届出がされた際は、行政検査に対応するとともに、速 やかに疫学調査及び接触者調査を実施し、麻疹のまん延を防ぐ。
- ・風疹の感染予防やまん延防止により先天性風疹症候群の発生を防ぐ。

【現状と課題】

- ・麻疹、風疹の発生の事例はないが、引き続き麻疹、風疹に対する普及啓発が 必要である。
- ・市町実施の「風疹の追加対策」が令和7年3月まで延長されており、継続して 管内2市町の抗体検査受診率と予防接種率を確認している。

【計画】

- ・麻疹、風疹発生時の積極的疫学調査の実施
- ・風疹に関する相談、抗体検査の実施

1 2 . 2 結核対策

1 2 . 2 . 1 結核予防対策推進事業

【事業目的】

- ・結核患者発生時には、速やかに主治医面接及び疫学調査を実施し、接触者の 感染リスク等を評価する。
- ・結核接触者健康診断を適切に実施することにより、結核のまん延を防止する。
- ・結核回復者の精密検査(管理検診)を実施し、結核の再発を早期に探知する。
- ・結核診査専門部会を適切に実施することにより、結核医療の基準の徹底と、 治療完遂を目指す。
- ・結核登録者情報システムへのデータ入力の徹底により、治療状況の管理と結 核対策の評価・分析を実施する。

【現状と課題】

- ・結核新登録患者のほとんどが80歳以上の高齢者である。
- ・結核接触者健康診断及び結核回復者の管理検診の実施率は100%である。

- ・結核患者発生時には、患者面接を実施し、治療方針や標準治療日数を確認し ている。
- ・管内に結核病床がないため、排菌患者発生時には、管外医療機関への患者搬 送が必要になる。

【計画】

- ・高齢者が利用する施設に対する普及啓発を実施する。
- ・結核接触者健康診断及び結核回復者の精密検査(管理検診)を実施する。(随時)
- ・結核診査専門部会を開催する。
- ・結核患者発生時には、主治医患者面接を行い、治療方針及び標準治療日数の 確認を行う。
- ・治療期間中の患者については、定期的に主治医に治療状況の確認を行う。
- ・結核患者移送については、主治医の意見や患者の病状を正確に把握し、感染 拡大防止対策を講じながら安全に実施する。

12.2.2 結核対策特別推進事業

【事業目的】

- ・DOTS(直接服薬確認)事業を対策の柱として実施することにより、結核 患者全員の治療完遂を図る。
- ・高齢者施設に対して、結核の意識付けをすることにより、結核集団発生を防 ぐ。
- ・医療機関に対して結核に関する情報提供を実施し、診断の遅れによる重症化 を予防する。

【現状と課題】

- ・全結核患者を対象とした、DOTS及びコホート検討会を開催している。
- ・高齢者が利用する施設に対し、「高齢者施設における結核早期発見のためのチェックリスト」を配布し、結核の早期発見について普及啓発を実施している。
- ・医療施設に対し、「肺結核の早期発見・早期診断のためのフローチャート」を 配布し、結核の早期診断について周知を図っている。

【計画】

- ・DOTS事業の実施
- ・結核コホート検討会の開催
- ・高齢者を中心とした患者の早期発見、早期医療機関受診に向けた普及啓発の 実施

1 3 衛生上の試験及び検査に関する事項 該当なし

14 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

14.1健康危機管理機能強化

1 4 . 1 . 1 健康危機管理対応訓練事業

【事業目的】

・様々な原因による健康危機管理に関して、適切かつ迅速な対応を行うことが 出来るよう平常時から体制を整え、健康危機管理体制を強化する。

【現状と課題】

・毎年度職員の異動があり、所員に対する意識付けが必要

【計画】

- ・組織改正による対応マニュアルの改訂及び職員への周知
- ・所内研修の実施

14.1.2 新型インフルエンザ対策事業

【事業目的】

・新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関と連携した体制を整備し、発 生時には迅速かつ的確な対策を実施する。

【現状と課題】

- ・令和5年5月8日より新型コロナウイルスの取り扱いが変更されることが決定している。
- ・令和5年5月8日以降は、関係機関との連携維持、訓練の実施、マニュアル類の整備が重要になる。

【計画】

- ・関係機関との情報共有を図り、緊密な連携体制を構築する。
- ・訓練等の実施(情報伝達、患者搬送、感染症予防対策等)
- ・保健所マニュアル等の改定
- ・相談対応
- ・必要物品及び消耗品の整備

14.1.3 鳥インフルエンザ対策事業

【事業目的】

・養鶏場等で高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、養鶏場従業者、防疫作業従事者並びに地域住民への感染防止に期すため、防疫作業 従事者等の健康管理、地域住民のための健康相談窓口の開設、心のケア等を 中心とした対策を、関係機関と連携し実施する。

【現状と課題】

- ・管内に養鶏場はないが、県内で発生した場合の動員要請に対応するため、職員の役割分担の再確認と所内の体制整備を図る必要がある。
- ・県対応マニュアルの改訂や関係様式の変更に伴う確認を随時実施する必要が

ある。

【計画】

- ・必要に応じて保健所マニュアルの見直しを行う。
- ・所内職員や関係機関職員を対象とした防護服着脱訓練を実施する。
- ・各種研修会及び訓練へ職員を派遣する。
- 14.1.4 原子力防災訓練事業 該当なし

|14.2健康ながさき21推進 地域・職域連携推進|

14.2.1 たばこ・アルコール対策事業

【事業目的】

- ・健康増進法に基づき、喫煙や受動喫煙の健康被害等を普及啓発するとともに 望まない受動喫煙をなくすための環境整備を行う。
- ・アルコールの健康障害についての知識の普及を図り、アルコールによる心身 両面での健康障害を減少させる。

【現状と課題】

- ・管内の飲食店(105店舗)の内訳は、屋内禁煙店(74店舗)、喫煙可能店(20店舗)、健康増進法に抵触する恐れのある飲食店(11店舗)。健康増進法に抵触する恐れのある飲食店へ引き続き指導が必要。
- ・港ターミナルは全港(管内 1 0 港)の巡回を実施。町と連携し改善点は全て改善済み。今後も町と連携し受動喫煙対策の徹底を継続する。
- ・公民館管理者に町経由で啓発資材を配布。小値賀町地区会長20名、新上五島町駐在員130名。令和3年度までに全公民館にて屋内禁煙の標識を配布・掲示依頼済み。今後も町と連携し受動喫煙対策の徹底を継続する。
- ・令和4年度に受動喫煙対策に係る啓発動画を4本作成。全動画の合計視聴回数は115回(R5.3.1時点)。今後は啓発動画を活用し地域住民の意識向上につなげる。

(アルコール)

- ・平成25年に施行された「アルコール健康障害対策基本法」に基づき、平成31年3月に「長崎県アルコール健康障害対策推進計画」が策定された。重点対象者である働き盛り世代に対して飲酒による健康障害や適正飲酒に関して、普及啓発を行っていく必要がある。
- ・ライフプランを踏まえ、若年からの飲酒のリスク等を含めたアルコール健康 障害に関する普及啓発を行っていく必要がある。

【計画】

(たばこ)

(1)飲食店

- ・健康増進法に抵触する恐れのある飲食店への個別訪問
- ・食品衛生協会と連携し食品衛生責任者講習会での啓発

- (2)港ターミナル・公民館
 - ・各町の担当課と連携し、対策を継続
 - ・港ターミナル:年1回の巡回、町と連携しフォローアップ実施
 - ・公民館: 管理者への啓発資材配布、使用上のルールの確認及び整備
- (3) 啓発動画を活用した周知啓発
 - ・町の各検診で資材配布

(アルコール)

(1)情報提供

- ・アルコール関連問題啓発週間(11月10~16日)に併せて町広報誌・HP 掲載
- ・依頼があった事業所へ出前講座を実施
- ・アルコールの正しい知識等についての情報提供
- (2)個別相談
- ・精神保健福祉相談にて対応
- (3)その他
- ・自助グループ定例会の会場提供、活動状況把握

14.2.2 がん対策事業

【事業目的】

・健康ながさき21(第2次)の基本的な指針に沿い、がんの発症を防ぐための生活習慣の改善や早期発見・早期治療につながるための検診受診率の向上を目指す。

【現状と課題】

- ・小値賀町、新上五島町ともに死因の1位は悪性新生物(がん)で、年間死亡数の3割以上を占めている。
- ・がん検診受診率(H30~R2)については、「肺がん」「大腸がん」の受診率は、 両町ともに長崎県の平均よりも高いが10~20%と伸び悩んでいる。

【計画】

- ・多目的コホート研究事業の一環で役場と連携し、がんをテーマとした地域講演会を実施する。
- ・各町、職域団体等と連携し、住民へのがん予防のための啓発や検診受診率の 向上に取り組んでいく(たばこ対策を含む)。

14.2.3 栄養・食生活による健康づくり事業

【事業目的】

・県民一人ひとりが、自らの健康状況を適切に把握し、生活習慣の改善に取り 組むとともに、県民を取り巻く地域、企業、行政が連携し、個人の健康づく りを支える環境を改善していくことで、生活習慣が原因となる疾患の発症を 防止し、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上等を実現す る。 ・健康づくりに取り組むことができる食環境を整備する。

【現状と課題】

- ・地域診断(令和2年度)や医療費適正化可視化事業結果(令和2年度)から も、人口減少や少子高齢化の他、糖尿病、高血圧症、悪性新生物等の割合が 県や他の離島地域と比較して高い現状が見られる。また、平成28年度長崎 県健康・栄養調査の結果からも全国と比較して野菜摂取不足や朝食欠食など の食習慣に問題が見られた。
- ・「長崎県健康づくり応援の店」については、小値賀町1店舗、新上五島町4店舗と少ない状況である。登録店の拡大を図るとともに、現在登録店を充実させるよう支援する必要がある。また、住民への認知度が低いため、併せて地域住民への啓発をしていくことも必要である。

【計画】

- ・市町健康増進計画、データヘルス計画の評価・策定への参画(随時)
- ・「長崎県健康づくり応援の店」新規登録勧奨(随時)
- ・「長崎県健康づくり応援の店」登録店への個別支援(随時)

14.2.4 こころの健康づくり、その他

【事業目的】

(こころ)

- ・一人ひとりが自分にあったストレス解消方法を知り、睡眠や休養の意義や必要性について理解を深め、実践できるよう普及啓発を図る。
- ・県民が相談の必要性を認識し、身近に相談できる体制整備を図る。(その他)
- ・地域住民が健康づくりの基本である健(検)診受診や生活習慣改善に取り組まない理由の背景にある要因を明らかにする。

【現状と課題】

(こころ)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、メンタルヘルスに関する需要は高まっている。労働安全衛生法により労働者が50人以上の事業所では、平成27年12月から年1回のストレスチェックが義務化されている。しかし島内には小規模事業所が多く、どの程度メンタルヘルスに関する対応がとられているか不透明である。今後は実態の把握と、小規模事業所に対し、地域・職域連携推進協議会を通じてメンタルヘルスに関する情報提供を行っていく必要がある。
- ・一般住民のメンタルヘルスに関する興味関心を促進するように、正しい知識の普及啓発を目指していく。

(その他)

・地域課題マップ(H30年度~)や医療費適正化可視化事業結果報告(R2年度)等で明らかになった地域課題を、住民へ周知・認識してもらい、健康づくりへの行動変容を促す必要がある。

【計画】

- (1)情報提供
 - ・職域団体と連携した出前講座やこころの健康等に関する情報提供
 - ・研修会等でのメンタルヘルスに関する情報提供を実施
- (2)人材育成と支援体制の充実
 - ・ゲートキーパー養成講座への支援
- (3)その他
 - ・関係機関と連携した住民への健康課題情報等の周知

14.2.5 地域・職域連携推進事業及び職場の健康づくり応援事業【事業目的】

・地域(市町が中心に行う地域保健)・職域(働く人を対象とした職域保健)に おいて、生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するための効果的な保健事 業を行うため、自治体・事業者及び医療保険機関等の関係者が相互に情報交 換を行い、共通理解のもと保健医療資源の相互活用、保健事業の共同実施に よる連携体制を構築する。

【現状と課題】

- ・令和2年度から大テーマをがん対策、小テーマをたばこ対策として取り組み、 関係機関と連携し、受動喫煙防止対策(環境整備)を実施した。
- ・令和2年度特定健診受診率は、全国53.10%に対し本県は46.10%(全国ワースト3位)と低い状況である。
- ・市町国民健康保険の令和2年度特定健診受診率は、小値賀町45.9%(目標値65%) 新上五島町33.3%(目標値45.9%)と目標値に達しておらず、関係機関と連携し受診率向上に取り組む必要がある。
- ・職場の健康づくり応援事業については、継続して取り組んでいく。

【計画】

- (1)上五島地域・職域連携推進協議会 (1回)
- (2)「職場の健康づくり応援事業」の普及啓発と実施 (随時)
- (3) 重点事業「長崎健康革命:特定健康診査受診率向上対策」を実施

|14.3地域リハビリテーション推進|

【事業目的】

・医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、長崎県リハビリテーション支援センター、各圏域地域リハビリテーション広域支援センター及び県立保健所が連携して、高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で、生き生きとした生活を送ることができるよう、地域においてリハビリテーションが適切かつ円滑に提供できる体制構築を目指す。

【現状と課題】

・小値賀町、新上五島町ともに高齢化率は県内でも上位にあり、要介護者の増

加、介護を支える生産年齢人口の減少により、限られた社会資源の連携強化及び、定着により体制整備を行っていく必要がある。

- ・地域リハビリテーションの適切かつ円滑な推進の中心となるのは、各町直営の地域包括支援センターと上五島地域リハビリテーション広域支援センターであるため、二者との連携や調整支援が必要となる。また、人材育成や協力機関からの協力体制を推進し、地域リハビリテーションに従事できる人材の確保により、地域密着型リハビリテーション支援体制の構築を推進する必要がある。加えて、限られた資源であるデイケアが必要な人が適切に受けられるよう、地域ケア会議等を通して、目的を持ったデイケアの利用やケアプランの作成を浸透させていく必要がある。
- ・各町地域包括支援センターが、地域包括ケアシステム構築に向けリハビリテーション専門職と連携した取り組みが推進できるように、委託元である長崎県の地方機関である当所としても、広域支援センターと連動するような調整が必要である。

【計画】

- ・上五島地域リハビリテーション連絡協議会の開催:1回
- ・運営会議への出席:年6回程度
- ・上五島地域リハビリテーション広域支援センター支援:随時

□1 4 . 4 地域包括ケアシステム推進

【事業目的】

・医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが継続的・一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築により、高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で人生最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる地域社会の実現を目指す。

【現状と課題】

- ・管内2町は県内でも高齢化率が高く、マンパワー不足や社会資源が限られている現状がある。住民参加を踏まえた取り組みが必要である。
- ・介護予防事業について、各町とも開催方法や目的、内容の検討などを行いながら地域ケア会議を開催している。引き続き、各町に応じた町の目指すべき 姿や課題の整理、方法の検討など支援を行う必要がある。
- ・令和5年3月時点の成果指標は、各町「評価4」以上であるが、各町目標を達成していない項目の引き上げのための支援が必要である。

【計画】

- ・各町の地域ケア会議への参画、支援
- ・在宅医療介護連携に関する研修会の開催
- ・各町地域包括ケアシステムロードマップの進捗状況の確認と構築支援

14.5情報の収集、整理および活用

【事業目的】

- ・情報の収集、整理及び活用を積極的に行う。
- ・関係機関や地域住民に、分析を加えた情報を分かりやすくタイムリーに発信 する。

【現状と課題】

- ・既存データ及び業務を通して得た情報等を用いて、地域全体を把握する必要がある。
- ・各協議会において、必要なデータを加工し提供している。

【計画】

- ・地域データの統合及び分析を行い、地区診断を基に地区活動の実践及び評価へつなげる。
- ・得られたデータ及び地域の傾向等を町や関係機関へ還元し共有する。

14.6調査および研究

【事業目的】

・地域住民の健康の保持及び増進を図るため、必要に応じて所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行う。

【現状と課題】

- ・平成5年度より多目的コホート研究に協力 (研究対象:平成5年研究開始当時の宇久町、小値賀町、奈良尾町、上五島 町、有川町、新魚目町の40歳以上70歳未満(H4.12.31現在)の14,642 人)
- ・現在は、対象者のフォローアップ調査(異動、死亡等)の実施及び研究結果の 還元として地域講演会を実施
- ・令和4年度に生活習慣病予防に関する啓発動画を国立がん研究センターが作成。 1月20日より長崎県の Youtube チャンネルで配信中。関係機関と連携し啓 発に力を入れる必要あり。
- ・長崎県公衆衛生研究発表会が令和4年度から開催された。令和4年度は、当所から1題発表した。職員の資質向上のため、研究発表会の機会として活用する。

【計画】

- ・フォローアップ調査の実施(新上五島町、小値賀町、旧宇久町) 異動・死亡調査
- ・地域講演会の実施地域住民へ研究結果の還元
- 生活習慣病予防に関する啓発動画の活用 町の各検診受診者、保護者、商工会員、地区会長等へ啓発
- ・長崎県公衆衛生研究発表会に1題以上発表する。